

中高生の保護者向け未来応援パンフレット

はばたき

～進学や就職、将来の不安解消に向けて～



令和6年3月

釧路市 社会援護課

中学生・高校生の保護者の方へ

この冊子「はばたき」では、中学生・高校生の子を持つ保護者の方に向けて、お子さんの学校生活や進学、就職に際して利用できる経済的な支援の制度を紹介しています。お子さんが学校生活を送り、卒業後に進学や就職をするために必要な費用に対しては、生活保護制度を中心に、多様な支援制度が用意されています。読まれた方に、利用できる制度を必要なときに確実に利用していただくとともに、進学や就職をするためにどのような準備が必要かを整理していただくことをこの冊子の目的としています。

それぞれの制度を紹介するにあたって、この冊子では制度の概要や申請の方法などの基本的な情報を掲載しています。この冊子を読むことで制度の大枠はイメージできるようになっていますが、各自で必要となる具体的な情報は、別途確認が必要となる場合があります。生活保護制度に関することについては、担当ケースワーカーがお答えしますので、疑問がありましたらお気軽にご連絡ください。

この冊子を読まれることで、お子さんの将来の希望を叶える上での不安が少しでも和らぐことを願っています。

第Ⅰ章 高校受験から高校在学中について

1	高校進学に必要な費用	2
2	国や北海道の支援制度	3
3	生活保護制度で受けられる支援	
	(1) 受験申込時	5
	(2) 合格発表から入学まで	5
	(3) 進級時	8
	(4) 高校生活で随時必要になるもの	9
4	アルバイトの収入について	11
コラム	釧路市委託無料学習支援事業	13

第Ⅱ章 高校卒業後に進学、就職する方へ

第1項 大学、短大、専門学校などへの進学について

1	大学・短大・専門学校などへの進学に必要な費用	14
2	進学費用の準備①（奨学金制度について）	15
3	進学費用の準備②（生活保護制度で受けられる支援）	17
4	大学等に進学したときの生活保護の取り扱い	18
5	進学費用についてのまとめ	20

第2項 就職する方へ

1	生活保護制度で受けられる支援	21
2	就職が決まったときの生活保護の取り扱い	23

第 I 章

1 高校進学に必要な費用



子どもが高校に進学するのですが、高校の費用ってどれくらいかかるの？

高校の種類によって、費用は変わりますが、大まかな費用について紹介します。

また、後述します就学費に関する各制度や生活保護制度を利用することで、家計からの費用負担を減らすことができます。



高校進学に必要な大まかな費用

文部科学省が調査し、公表している「令和3年度子供の学習費調査」によると、公立高校と私立高校の学習費の平均は以下のようになっています。

① 公立高校

年額 約31万円

② 私立高校

年額 約75万円

※学習費の内訳には、入学金等、授業料、修学旅行費等、学校納付金等、図書・学用品・実習材料費等、教科外活動費、通学関係費が含まれています。

※上記の金額は、国の調査による平均額です。実際にかかる費用は年度や学校ごとに異なります。

※上記以外にも、高等養護学校や定時制などの種類があり、費用も相違します。

文部科学省 令和3年度子供の学習費調査【URL】

https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa03/gakushuui/kekka/k_detail/mext_00001.html

【QRコード】



第 I 章 2 国や北海道の支援制度



結構、費用がかかるんだ…。
でも、授業料が無償化されたという話を聞いたのだけ
ど、どういうことなの？

国や北海道では【就学支援金制度】・【奨学給付金制度】・【授業料軽減制度】といった高校生のための支援制度を実施しており、それらを利用することで、授業料相当額の支援を受けられます。
生活保護を受給している方も申請する必要があり、入学時に高校から案内がありますので申請してください。



高校生の進学に必要な費用に対する支援制度

(1) 就学支援金制度

国が授業料に充てるための就学支援金を支給することで、高等学校における教育費負担を減らす制度です。入学決定時に学校で申請手続きの案内があります。

【支給要件】

1. 高等学校(全日制課程、定時制課程、通信制課程)または中等教育学校(後期課程)に在籍している ※専攻科を除く
2. 過去に高等学校等を卒業または修了していない
3. 高等学校等の通算在学期間が全日制 36 月、定時制・通信制 48 月を超えていない

【支給額】

- 私立全日制課程 月額最大 33,000 円 (上限額を超えない場合は実質無償)
- 公立全日制課程 月額 9,900 円 (授業料実質無償)
- 公立定時制課程 月額 2,700 円 (")
- 公立定時制(単位制)課程 1 単位あたり 1,750 円
- 通信制課程 1 単位あたり 340 円

※各世帯に金銭で支給されるのではなく、北海道教育委員会から各家庭に代わって学校へ支払いがされます。

【QRコード】

北海道教育委員会 高等学校等就学支援金制度について【URL】

<https://www.dokyoj. pref. hokkaido. lg. jp/hk/kki/162174. html>



(2) 奨学給付金制度

高校生が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校に通学する生徒に対して給付金が支給される北海道の制度です。返還の必要がない奨学のための給付金です。

【支給要件】

1. 生徒が基準日に高等学校に在籍している
2. 保護者(親権者)等が北海道内に住所を有している

【支給額】 ※令和5年度・生活保護世帯の場合

公立高校 年額 32,300 円 (全日制・定時制・通信制)

私立高校 年額 52,600 円 (全日制・通信制)

【QRコード】



北海道教育委員会 北海道公立高校生等就学給付金のご案内【URL】

<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/syougakukyuufukin.html>

(3) 授業料軽減制度 (私立高校対象)

道内に設置されている私立全日制高等学校、私立専修学校高等課程に対して月々の授業料負担を軽減する北海道の制度です。

※就学支援金制度、奨学給付金制度と併用して活用することができます。

【支給額】

月額 最大2,000円

【QRコード】



北海道庁 教育費の負担軽減について【URL】

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/kyoikuhitankigen.html>



第 I 章

3 生活保護制度で受けられる支援



子どもを高校に進学させたいのですが、受験費用や在学中の教材代、通学費などと色々費用がかかって大変なんです…何か受けられる支援はありますか？

高等学校等への進学には様々な費用がかかることと思います。
ここでは、生活保護を利用している世帯のお子さんが高等学校等への進学時や在学中の正規の就学年数期間（全日制は 3 年、定時制は 4 年など）に利用できる支援（高校就学費）について紹介します。
学年が進む都度申請手続きが必要なものもありますので、必ず担当ケースワーカーに相談してください。



(1) 受験申込時

1. 受験料

高校の入学試験を受験する際には、受験料の支給を申請することができます。受験料の支払いを行ったら、担当ケースワーカーに報告し、申請手続きを行いましょう。

●受験料

支給額 : 1 校 30,000 円を限度に 2 校まで実費支給可能

～大まかな申請の流れ～

- ① 担当ケースワーカーへ受験料の領収証を添えて申請をしてください。
- ② 申請が受理された場合、後日受験料の実費分が支給されます。

(2) 合格発表から入学まで

合格発表から入学までの間に、高等学校等への進学に必要な以下の費用について支援を受けることができます。進学先が決まりましたら、速やかに担当ケースワーカーに報告し申請手続きを行いましょう。

1. 入学料、入学準備金

高校に入学する際に支払いが必要となる入学料については、公立高校入学料相当額の支給を受けることができます。また、入学する際に準備が必要となる学生服、カバン、ジャージなどを購入する費用についても、支援を受けることができます。

●入学料

支給額 : 公立高校入学料相当額 (私立高校の場合も公立高校入学料相当額のみ)

全日制 5,650 円 定時制 2,100 円

●入学準備金

主な内容 : 学生服、カバン、ジャージ、靴など

支給額 : 87,900 円 (入学時一度限り支給)

※領収書の提出は必要ありません。一律で 87,900 円が支給されるため、そのなかで必要なものをご購入してください。不足する場合は、各自で差額を負担願います。

～大まかな申請の流れ～

- ① 進学・進級が決定したら、速やかに担当ケースワーカーに連絡して申請をしてください。申請の際には、入学のしおりなど入学料の分かる書類を持参する。
- ② 申請が受理された場合、必要な費用が支給されます。

2. 基本額、学級費

高校就学費の基本額と学級費は高校在学中に毎月定額で支給されますが、進学時に申請手続きが必要ですので忘れずに行いましょう。主な内容や基準額 (令和 5 年度基準) は以下のとおりです。

●基本額

主な内容 : 学用品費、通学用品費

基準額 : 月額 5,300 円 (毎月定額支給)

●学級費

主な内容 : 学級費、生徒会費、PTA 会費など

基準額 : 月額 2,330 円 (毎月定額支給)



～大まかな申請の流れ～

- ① 進学・進級が決定したら、担当ケースワーカーへ速やかに報告を行い、基本額・学級費の申請をしてください。
 - ② 申請が受理された場合、毎月の定例支給日に月額分が支給されます。
- ※休学期間中は支給が停止されますので、休学が決定した際は、社会援護課の担当ケースワーカーへ報告してください。

※基本額、学級費は毎月の保護費に含めて支給されますが、学校諸納金の支払いが 3 ヶ月以

上遅れますと支給が停止されます。社会援護課では、各高校に毎月の支払い状況を確認させていただきますので支払いは遅れずに行ってください。

3. 教材費

高校在学中の正規の授業で使用し、受講する全生徒が必ず購入することとなっている教材について実費で支給します。進学先から教材の購入リスト等を受け取ったら速やかに申請手続きを行きましょう。

●教材費

主な内容：教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典

支給額：実費支給

～大まかな申請の流れ～

- ① 担当ケースワーカーへ進学・進級が決定した報告を行うとともに、必要な教材や費用のわかる資料（教材の購入リストなど）と領収書を添えて申請をしてください。
- ② 申請が受理された場合、社会援護課の担当者より支給対象となる教材の説明を受け、後日対象となる費用について支給されます。

※辞書は、購入が任意であるものについては支給対象外となります。

※各教科の授業で生徒全員が購入しなければならないが、主な内容に含まれない教材（電卓、製図セットなどの教材や実習服、柔道着、実習費用等）については別途支給される基本額にて賄ってください。

※進学時以外に追加購入が必要となった際は、担当ケースワーカーに相談してください。

4. 通学費

公共交通機関（バス、JR）や自転車で通学する場合は、定期代や自転車購入費用の支給を受けることができますので、進学先が決定したら通学方法について速やかに担当ケースワーカーに報告し、申請手続きを行きましょう。

バス・JRで通学する場合

主な内容：バス⇒3ヶ月定期券（通学マイパ）

JR ⇒3ヶ月通学定期券

支給額：実費支給

～大まかな申請の流れ～

- ① 担当ケースワーカーへ3ヶ月定期券の写しと領収書を添えて申請を行う。
- ② 申請が受理された場合、後日定期券の実費分が支給される。

自転車で通学する場合

新入学生のうち自転車により通学する予定であるが、自転車が無く新たに通学用自転車

を購入する場合は、初回のみ費用を支給することができます。なお、自転車代の支給にあたっては年間で最低 6 か月以上自転車を使って通学することが条件となっています。

主な内容：自転車代、ヘルメット代

※自転車およびヘルメットが無く新たに通学用自転車を購入する場合は初回のみ支給

支給額：自転車代（防犯登録料を含む） 30,000 円以内（防犯登録料を含む）

ヘルメット代 7,000 円以内

～大まかな申請の流れ～

- ② 担当ケースワーカーへ子の自転車代とヘルメット代の領収書を添えて申請を行う。
- ③ 申請が受理された場合、後日自転車とヘルメットの実費分（基準内であれば支給の対象となります。自転車代は 30,000 円、ヘルメット代は 7,000 円です。）が支給される。

※自転車通学の場合で冬期間バスを併用する場合は、最長 6 か月を限度として定期券代の支給を受けることができます。

※自転車の破損や盗難あった場合などの再購入費用の支給はありません。

(3) 進級時

1. 基本額、学級費、教材費

(2) で記載した『基本額』『学級費』は毎年手続きが必要ですので、進級が決まりましたら、担当ケースワーカーに報告し、必ず申請手続きを行いましょう。また、『教材費』についても、進級決定後に学校から教材購入リストなどを受け取ったら速やかに申請手続きを行いましょう。

各申請方法は、(2) の大まかな申請の流れを参照ください。

2. 授業料（高等専門学校の 4～5 学年に進級する場合）

高等専門学校（高専）の 1～3 年生の授業料は高等学校等就学支援金制度により実質無償化となります。4、5 年生の授業料は高等学校等就学支援金制度の対象とはならないため、生活保護費で支給されますが、授業料免除（全額・半額）が優先しますので必ず免除申請を行ったうえで、担当ケースワーカーに相談してください。

支給額：年額 396,000 円の範囲で支給

～大まかな申請の流れ～

- ① 担当ケースワーカーへ進級の報告を行うとともに、学校で授業料免除の申請をしてください。
- ② 免除申請結果の通知書（前期は 8 月頃、後期は 12 月頃）を担当ケースワーカーに提出し、全額免除とならなかった場合は期毎に授業料の申請をしてください。
- ③ 申請が受理された場合、担当ケースワーカーより支給できる費用や支給方法についての説明を受け、後日支給対象となる費用について支給されます。

(4) 高校生活で随時必要になるもの

1. 学習支援費

学習支援費は主に部活動にかかる費用を支給するものですが、学校の教育活動として実施される部活動以外に必要な費用も対象となる場合がありますので、詳細は担当ケースワーカーにご確認ください。

主な内容：部活動費用(部費、部活動に使用する用品、合宿費用等)

支給額：年額 84,600 円以内(合宿および大会等への参加にかかる交通費および宿泊費が年間上限額を超える場合は年額 109,980 円以内)

～大まかな申請の流れ～

- ① 担当ケースワーカーへ部活動に必要となる金額がわかる学校からの書類や、納入袋の写しなどを添えて申請をしてください。
- ② 申請が受理された場合、後日必要となる金額が支給されます。
- ③ 支払いを済ませた後の領収書を担当ケースワーカーへ提出してください。

※先に金額がわからない場合は、領収書等で金額を確認後、支給します。

※交通費など領収書の取りにくいものについては、事前に担当ケースワーカーに相談してください。

●学習支援費での支給対象となるものの具体例

①運動部で使うもの	②文化部で使うもの
グローブ、バット、サッカーボール、テニスラケット、卓球ラケット、剣道着、竹刀、柔道着、水着、水泳用ゴーグル、競技用靴、ユニフォーム、練習着、スポーツバックなどの購入費用	楽器、カメラ、画材道具一式、書道用具一式、演劇に使う衣装代、料理に使う道具一式などの購入費用
③消耗品類	④その他
競技用アンダーウェア、競技用靴下、サポーター用具、楽器用マウスピース・リード、絵の具、スケッチブックなどの購入費用(ただし、スポーツドリンク等の食料品を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・部費 ・クラブ活動に伴う交通費 ・大会参加費用(参加費、交通費及び宿泊費含む。) ・合宿費用(交通費及び宿泊費を含む。)

2. 交通費

バスや JR で通学する際の定期券(3ヶ月定期券)については、更新の度に申請手続きが必要となります。

申請方法については(2)の「4. 通学費」の大まかな申請の流れを参照ください。

なお、自転車購入費用については初回購入時のみ支給が可能となりますので、進学時に申請手続きを行った場合、買い替え費用を支給することはできません。

高校就学に関する生活保護制度一覧表

名目	支給される額	支給される内容	提出する書類
受験料	1 校につき 30,000 円以内	入学試験にかかる費用 ※原則、2 校まで支給可能	・領収書
入学料	全日制：5,650 円 定時制：2,100 円	公立高校入学料相当額 ※武修館高校は 16 万円であるが、 支給できるのは上限額のみ	・合格証書 ・入学のしおり
入学準備金	87,900 円	学生服・カバン・ジャージなどの購入費 ※定時制、通信制でも同様	・合格証書 ・入学のしおり
基本額	月額 5,300 円	教材費に含まれない教材などに対する費用 (学習参考書等の購入費など)	・合格証書 ・入学のしおり
学級費	月額 2,330 円	学級費・生徒会費などに対応する費用	・合格証書 ・入学のしおり
教材費	実費分	正規の授業(講座などは不可)で使用する 教科書などの購入に必要な額 ※全生徒が購入することになっているもの	・購入教科書リスト ・領収書
通学費	自転車 30,000 円以内 (防犯登録料含む)	通学のための必要最低限度の交通費 ※交通手段など、詳細確認が 必要なので担当者に要相談！	・領収書
	ヘルメット 7,000 円以内		
	バス定期代 実費分		・領収書 ・バス定期の写し
学習支援費	年額 84,600 円以内	クラブ活動等の課外活動に要する費用	・領収書または 遠征等なら見積等

第 I 章

4 アルバイトの収入について



高校生の子どもがアルバイトを始めたいそうなのですが、アルバイトで得た収入はどうなるのでしょうか？

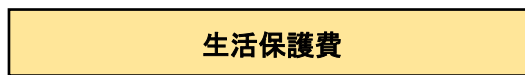
世帯の高校生がアルバイトで得た収入については世帯の収入として計算され、収入額に応じて生活保護費が減額されますが、事前に社会援護課の承認を得ることで在学中の費用に充てることや将来のために貯金することができます。ここでは、高校生がアルバイトを始める際のことについて説明します。



1. アルバイトの収入について

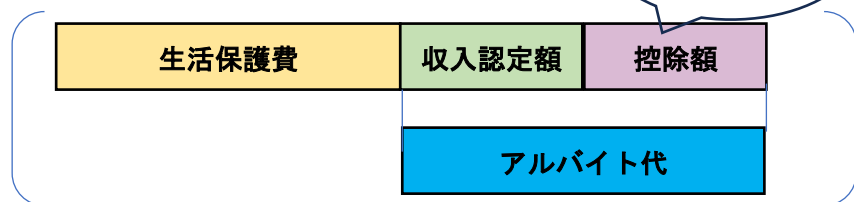
世帯の高校生がアルバイトを始める際は、事前に社会援護課への届け出が必要です。また、アルバイトで得た収入は世帯の収入として計算されるため、収入額の大小にかかわらず、世帯の収入として申告する義務がありますので、毎月適正に遅延なく申告してください。高校生のアルバイト収入を計算する際は、給料から法律で定められた「基礎控除」や「未成年者控除」、「必要経費」などの「控除額」を引いた額を収入として認定します。

収入なしの場合



手元に残る
お金

収入ありの場合



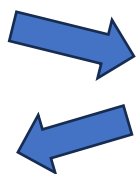
(例) 1ヶ月の給料 50,000 円、1日の通勤バス代 500 円 (往復)、10日間働いた場合

給料 50,000 円

給料から

控除を引くと

収入認定額 15,000 円



基礎控除額	18,400 円
20歳未満控除	11,600 円
必要経費 (交通費)	5,000 円

2. 高校在学中の費用や卒業後のために、アルバイトの収入を貯めたい場合

アルバイト収入について適正に申告されますと、次の経費を収入より控除することができます。控除を受けるには、事前に社会援護課の承認を得る必要がありますので、貯金を始める前に担当ケースワーカーに相談してください。

① 高校在学中の費用

- 1) 修学旅行費用やクラブ活動費（学習支援費で不足する分）
- 2) 学習塾等に充てられる経費

② 高校卒業後の費用

- 1) 高校卒業後、自立に資する経費の積立金
 - ・ 各種学校または大学の入学料等
 - ・ 就労や就学による転居費用
- 2) 就労に役立つ技能を修得する経費の積立金

～大まかな申請の流れ～

- ① 貯金の目的について担当ケースワーカーに相談してください。
- ② 貯金専用の通帳を用意し、貯金の使い道や費用が記載された資料を担当ケースワーカーに提出してください。
- ③ 提出された資料を基に社会援護課から事前承認を受けてください。
- ④ 専用の通帳に貯金し、毎月通帳の写しと給与明細書を担当ケースワーカーに提出してください。
- ⑤ 貯金の使い道がわかる費用明細などを提出してください。
- ⑥ 支払い確認のための領収書及び通帳の写しを提出してください。

※ アルバイト収入の未申告・申告遅延があった場合や目的外に使用した場合は、控除が認められなくなり、全額返還していただくことになります。

コラム

釧路市委託無料学習支援事業

釧路市では、2007年度から釧路市在住の小学生から高校生を主な対象とした学習支援事業を実施しています。この事業は、「家庭学習のやり方がよくわからない」「勉強で苦手なところを、誰に聞いていいかわからない」といった、勉強のお手伝いや放課後の居場所を作ることを目的とし、以下の2か所で実施しています。

【Zっと!Scrum】

- 開催場所 「まじくる」 柏木町 2-8
- 対象者 小学生～高校生
- 開催日
火・木・金・土
※土曜日は8月中旬～3月までの実施
- 開催時間
火・木・金 16:00～18:00
土曜日(第1・3) 10:00～14:30
- 送迎対応
有

【こころぽ】

- 開催場所 コアかがやき
愛国 191-551
- 対象者 小学生～高校生
- 開催日
毎月第2・第4土曜日
- 開催時間
10:00～14:30
- 送迎対応
有

学ぶ



体験



遊び



参加希望がありましたら、社会援護課福祉政策担当までお問合せ下さい

TEL0154-31-5231

第Ⅱ章
第1項

1 大学・短大・専門学校などへの進学に必要な費用



高校生の子どもが卒業後、大学進学を希望しています。
希望を叶えてあげたいけど、行かせてあげるのはできる
でしょうか？お金はどうなるの？

ここからは、高校生が卒業後に大学・短大・専門学校などに進学
する場合、学費や生活費をどうすれば良いかを説明していきます。
まずは、進学に必要な費用を見ていきましょう。



1. 大学等に支払う費用（2022年の北海道の平均）

		入学金	授業料（1年あたり）
国立大学	法文経系	282,000円	535,800円
	理工系	282,000円	535,800円
私立大学	法文経系	194,838円	844,735円
	理工系	200,000円	1,194,302円
私立短期大学	法文経系	171,063円	734,291円
	家政系	192,544円	793,906円
私立専修学校		200,000円	773,289円

総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室 小売物価統計調査

【URL】 <https://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/index.html>

【QRコード】



2. 学生生活にかかる費用

	1か月の生活費の平均 (大学生)	〈主な支出項目〉
自宅生	62,970円	・住宅費 ・食費 ・光熱水費 ・交通費 ・娯楽費 ・教科書代 ・携帯電話料金
下宿生	125,040円	・家電等購入費 ・就職活動費

全国大学生生活協同組合連合会 第57回学生の消費生活に関する実態調査

【URL】 <https://www.univcoop.or.jp/press/life/report57.html>

【QRコード】



※実際に必要となる費用は、進学先や生活様式によって、大きく異なります。進学したい学校のホームページやパンフレットなどをみて、具体的な情報を調べるようにしてください。

第Ⅱ章
第1項

2 進学費用の準備①（奨学金制度について）



進学にかかる入学金や授業料の費用はわかりましたが、どうやって工面すればいいのか・・・。

大学・短大・専門学校などの進学費用に不安がある場合、奨学金制度で費用を賄う方法が一般的です。
ここでは、奨学金制度について説明します。



1. 奨学金制度の種類

奨学金制度は大まかに分けて2種類があり、それぞれに以下の表の特徴があります。

	貸与型奨学金	給付型奨学金
返済義務	返済必要	返済不要
採用基準	基準が低く、採用人数が多い	基準が高く、採用人数が少ない

※貸与型奨学金には、有利子・無利子の2種類があります。

※民間企業等の実施する奨学金のなかには、進学先の学校を卒業後に、規定された企業に一定期間就労することを条件に給付型奨学金を支給しているものもあります。

2. 奨学金はどこに申し込みするの？申し込み時期は？

奨学金事業は、国、地方自治体、企業、福祉法人、学校法人など様々な実施主体が行っています。申込の方法、対象者、時期などは実施主体や奨学金の募集要項などにより異なります。高校在学中に進路を決める際に、奨学金について高校に相談してみましょう。高校によっては、進学希望者へ奨学金制度の説明会を行っている場合もあります。

なお、高校が把握していない奨学金事業もありますので、自身で調べることも大切です。参考までに奨学金事業の最大手の「日本学生支援機構」のURL、QRコードを以下に添付します。

【URL】

<https://www.jasso.go.jp/>

【QRコード】

**3. 奨学金の額ってどれくらいなの？**

奨学金事業により、奨学金の額は異なります。進学後の費用全体額を考え、奨学金事業を選択してください。

奨学金事業によっては、併用し、別の奨学金を利用することが可能な場合もあります。また、進学先の学校や、給付型奨学金の一部では、入学金や授業料の一部が減免される制度を設けているものもあります。

4. 奨学金以外の貸付金について

奨学金以外の貸付制度として、以下の貸付制度があります。この他にも、母子・父子・寡婦福祉貸付金（釧路市子ども支援課）などがあります。

- ・ 社会福祉協議会・・・生活福祉資金（教育支援資金）

【URL】

<https://www.kushiro-city-shakyo.or.jp>

【QRコード】



- ・ 日本政策金融公庫・・・国の教育ローン

【URL】

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

【QRコード】



第Ⅱ章
第1項

3 進学費用の準備②（生活保護制度で受けられる支援）



奨学金制度の説明はわかったけど、新生活費用など生活費も心配です。

生活保護制度には大学・短大・専門学校などに進学の際に新生活費用として給付金を支給する制度があります。

また、進学する本人が、高校在学中にアルバイトをして得た収入のうち、一定の費用は貯蓄できます。



1. 進学準備給付金

大学等へ進学される方に対して、進学の際の新生活立ち上げ費用として給付金を支給する制度です。

対象進学先	大学、短大、専修学校専門課程（いわゆる専門学校）など
支給額	進学のために転居する場合は 【30万円】 現在の自宅から通学する場合は【10万円】
申請時期	進学先に合格し、入学手続きを開始した日以降、申請してください。 （なるべく早い段階から担当ケースワーカーに相談しましょう。）
必要書類	以下の書類を持参し、申請してください。 （1）入学確認ができる書類①～④のいずれか ①入学金を納付したことを証明する書類の写し ②入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し ③入学手続きが完了したことを証明する書類 ④学生証、または在学証明書の写し （2）進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し （3）進学者本人の振込先の金融機関名

2. 高校生のアルバイト収入にかかる貯蓄について

進学費用の貯蓄に充てる場合、高校生がアルバイト等をして得た就労収入は控除することができます。この場合、アルバイト収入は保護費より差し引かれることはありません。

対象者	控除可能となる費用	手続きについて
高校卒業後に、進学にて生活保護からの自立を目指す方	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等入学料・受験料 ・大学等の受験に必要な費用 	P11「第Ⅰ章 4 アルバイトの収入について」に手続き方法が記載してあります。

第Ⅱ章
第1項

4 大学等に進学したときの生活保護の取り扱い



進学後も生活保護は受けられるの？

原則として進学された方については、生活保護は受けられません。

しかし、自宅から進学先に通学する場合、「世帯分離」を認める場合があります。



1. 「世帯分離」って何？

「世帯分離」とは同じ世帯の世帯員に生活保護を受けない方がいる状態です。

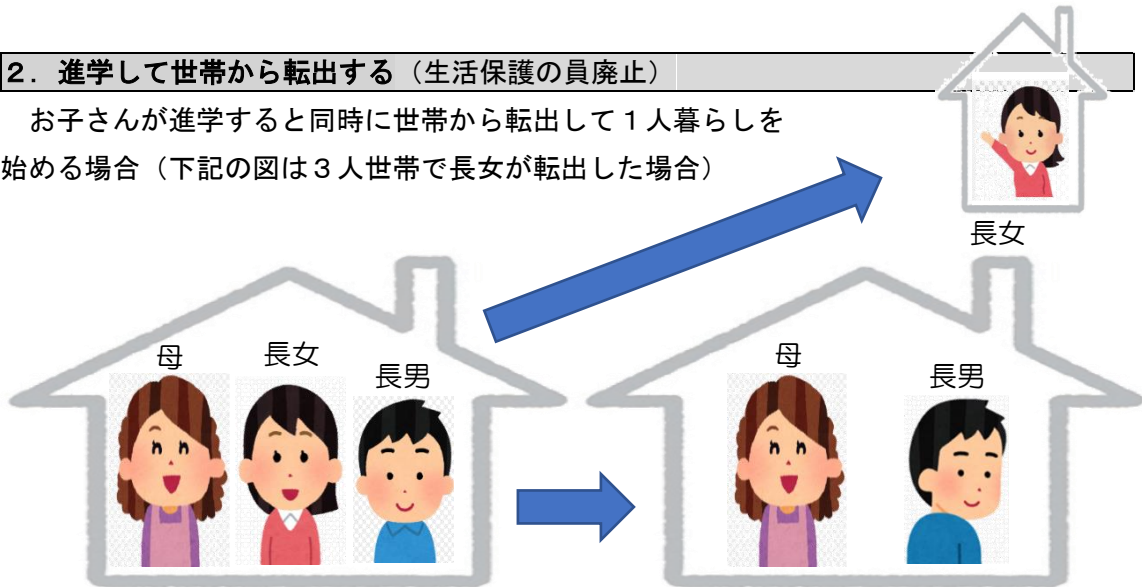
ここでは進学された方が、進学後も自宅で暮らしつつ、生活保護の対象からは外れることについて説明します。

なお、世帯分離となり進学先に通学する場合、住宅費以外の自分の生活費や学費は、奨学金やアルバイト等で用意する必要があります。また、国民健康保険に加入する必要もあります。

世帯分離を希望する場合は、進学前に担当ケースワーカーへ相談してください。

2. 進学して世帯から転出する（生活保護の員廃止）

お子さんが進学すると同時に世帯から転出して1人暮らしを始める場合（下記の図は3人世帯で長女が転出した場合）

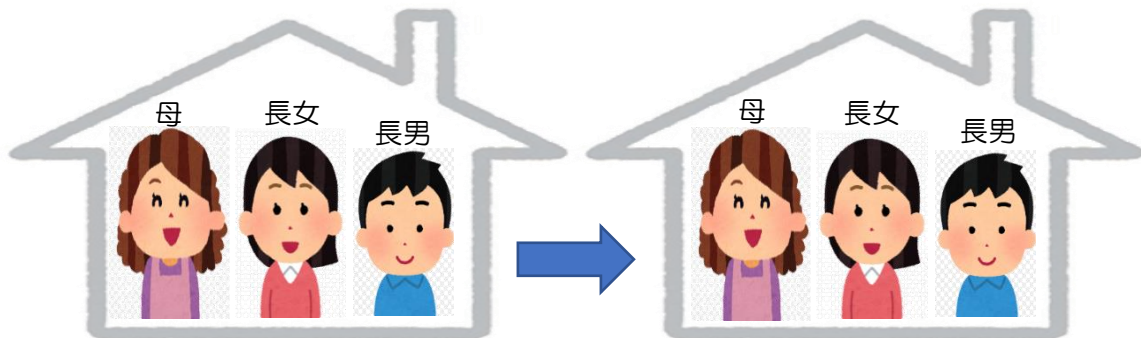


生活扶助費 ⇒ 減少する（世帯員が減少するため、その分の生活保護費が減少する。）
 住宅扶助費 ⇒ 減少する（3人世帯上限額から2人世帯上限額に変更されるため。※）
 ※住宅扶助について

⇒お子さんが自立すると2人世帯になるので、家賃額の上限が変更します。しかし、転居に時間を要するなど、最大6カ月間は家賃額を3人世帯の基準で認める場合があります。

3. 進学しても現在の世帯で生活する（世帯分離）

お子さんが進学した後も現世帯で生活する場合
 （下記の図は3人世帯で長女が進学後、自宅で暮らし続ける場合）



生活扶助費 ⇒ 減少する（世帯員が減少するため、その分の生活保護費が減少する。）
 住宅扶助費 ⇒ 変わらない（長女の在学中に限り住宅費は3人世帯と同様です。）

※長女の食費や医療費、学費等は、長女が賄うことが原則となります。

第Ⅱ章
第1項

5 進学費用についてのまとめ

進学に必要な費用については、以下の3つの段階で考えましょう。

- ① 支出を把握すること
入学料や授業料などの学費と食費や家賃などの生活費を大まかに計算する。
- ② 収入を把握すること
奨学金や預貯金・進学支援など、入るお金を大まかに計算する。
- ③ 支出と収入が釣り合うか計算する
足りない分はアルバイトなども考える。

進学はお子さんにとっては、人生の大きな節目です。新天地での生活や費用など不安も大きいと思いますが、準備をしていくことで、不安を解消していくことは可能です。学校やケースワーカーなど支援者に相談することで、不安だと思う部分を解消し、お子さんの将来を支えていきましょう。



不安なことは相談して、解決していくことが重要ね！

第Ⅱ章
第2項

1 生活保護制度で受けられる支援



今年、子どもが高校を卒業して就職することになりました!でも、色々と費用がかかって大変なんです…
どうしたらいいでしょう?

新天地への転居費用や就労に必要な用具など費用は嵩みますよね。生活保護制度で支給できる費用を紹介します。

いずれも支給の可否の条件や上限がありますので、必ず事前に担当ケースワーカーに相談してください。



1. 運転免許取得が必要な場合（技能習得費）

就職先で運転免許取得が採用の条件となっている場合

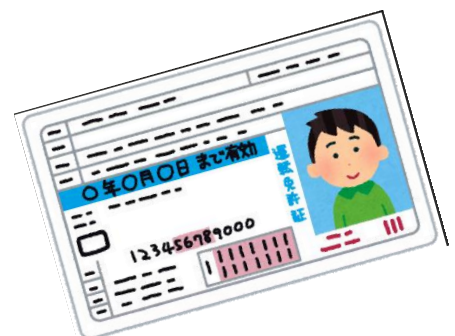
～大まかな申請の流れ～

- ① 運転免許取得が採用の条件であることが確認できる書類（求人票や内定書など）を担当ケースワーカーに提出して、運転免許取得にかかる自立更生費申請の相談をしてください。
- ② 自動車学校に依頼の上で、運転免許取得に必要な経費の見積書を貰いましょう。（2校分の見積もりを貰いましょう。）
- ③ 担当ケースワーカーへ見積書を提出して自立更生費の申請を行い、通学する自動車学校を決定します。
- ④ 免許取得後、担当ケースワーカーに運転免許証の写しの提出により報告しましょう。

※補習状況や免許を取得する車種によっては自己負担が発生する場合がありますので、必ず確認してください。

※子が決められた期間内に生活保護を廃止して自立することが必要です。

※就職先で運転免許取得が採用の条件となっていない場合は、担当ケースワーカーに相談してください。



2. スーツ等が必要な場合（就職支度費）

就職先でスーツ、カバン（スーツ等）が必要な場合

～大まかな申請の流れ～

- ① 担当ケースワーカーへ就職が決定した報告を行うとともに、スーツ等が必要であることを相談した上で、就職支度費の申請をしてください。
- ② 申請が受理された場合、担当ケースワーカーより上限額や購入する物品についての説明をします。（スーツ、ワイシャツ、ネクタイ、靴、カバン等）
- ③ 購入した際に発行された領収証を担当ケースワーカーへ提出してください。



3. 市外等へ転居が必要な場合（移送費）

勤務地が市外でアパート等を借りて一人暮らしを開始しなければならない場合

～大まかな申請の流れ～

- ① 担当ケースワーカーへ、就職が決定した報告を行うとともに、勤務地が市外であるため、転居が必要であることを相談した上で、敷金等および移送費の申請を行いましょう。
- ② 申請が受理された場合、担当ケースワーカーより支給できる費用についての説明を受け、（家賃、敷金、仲介手数料、保険料、保証料等）借家の大家・不動産会社に入居に際しての費用の見積書や家賃証明書を依頼し、担当ケースワーカーへ提出してください。
※家賃や費用については上限があるので、必ず内容を確認してください。
- ③ 支給された費用を大家・不動産会社に支払い賃貸の契約を行いましょう。
- ④ 引っ越し業者と家財の移送について調整を行いましょう。
- ⑤ 転居後、支給した転居費用の領収証を担当ケースワーカーへ提出してください。



第Ⅱ章
第2項

2 就職が決まったときの生活保護の取り扱い



今年、子どもが高校を卒業しました。
地元で就職して給料をもらうことになります。
生活保護費はどうなりますか？

生活保護を利用している世帯の高校生が学校を卒業して就職した場合は、基本的には現在の世帯から転出して自立することとなります。

高校卒業後の状況によって、生活保護利用状況も変わる場合があります。

ここでは、母と長女（高校3年生）と弟の3人世帯の母子世帯を例として、どのように生活保護受給状況が変わるか見てみましょう。



1. 世帯員の増減により変更される保護費の項目

■生活扶助費

生活保護を利用している世帯の世帯員の人数や年齢、障害の程度等により計算します。

⇒長女が自立して世帯から転出した場合は、世帯の人数の減少に伴い減少します。

■住宅扶助費

現住居の賃貸物件の家賃等。世帯員の人数により基準額があります。

⇒長女が自立して世帯から転出した場合は、3人世帯から2人世帯に変更となるため、住宅扶助の基準額が変更となります。

（住宅扶助費：3人世帯39,000以内 ⇒ 2人世帯 36,000円以内）

※住宅扶助費の特別基準

住宅扶助費の基準額が変更となる事実が発生した年月からの6カ月間、現在の家賃を支給し、その期間に基準内家賃の物件への転居や現住居の家賃の相談などにより、家賃の基準超過を解消してもらうこととなります。

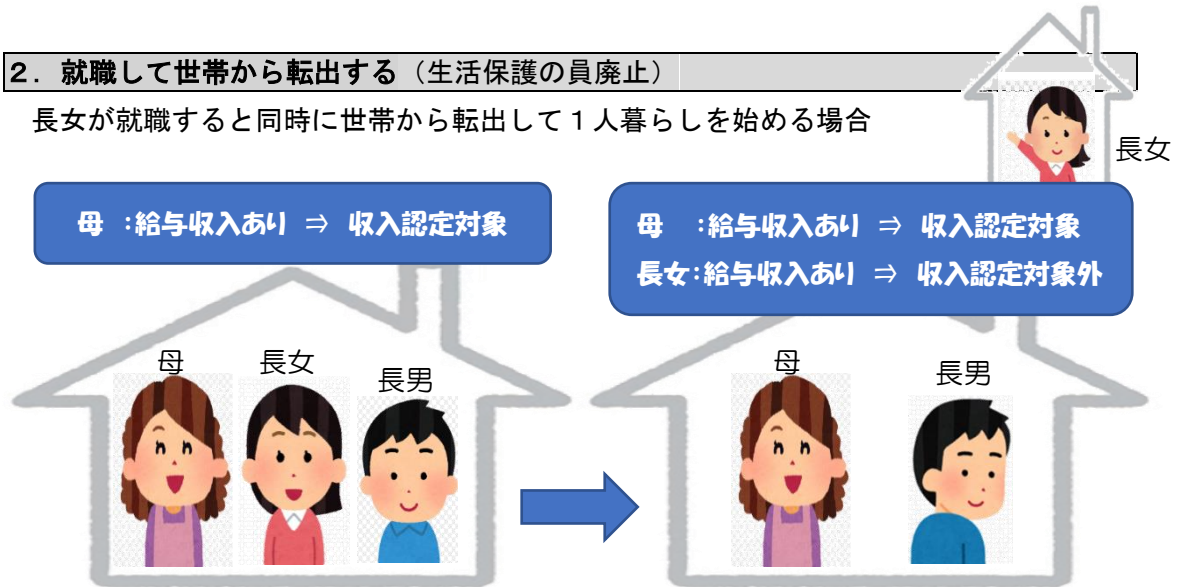
■収入認定

生活保護を利用している世帯の世帯員に収入がある場合は、必ず申告が必要です。

⇒収入がある長女が現世帯での生活を継続する場合は、世帯員の収入として申告の上で収入認定となります。

2. 就職して世帯から転出する（生活保護の員廃止）

長女が就職すると同時に世帯から転出して1人暮らしを始める場合



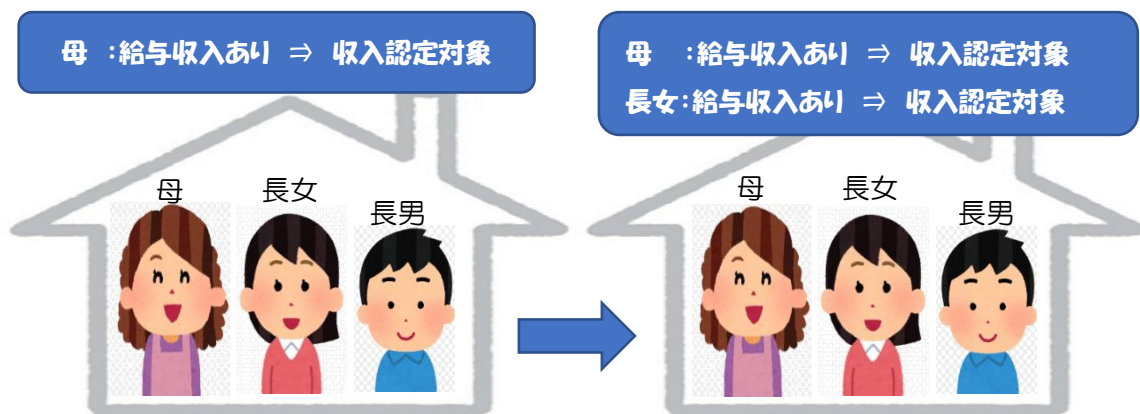
- 生活扶助費 ⇒ 減少する（世帯員が減少し、その分の生活保護費が減少します。）
- 住宅扶助費 ⇒ 減少する（3人世帯上限額から2人世帯上限額に変更となります。）
- 長女の給与 ⇒ 収入認定されない（別世帯となり生活保護を受けていないため。）

※住宅扶助について

⇒長女が自立すると2人世帯になるので、家賃額の上限が変更します。しかし、転居に時間を要するなど、最大6カ月間は家賃額を3人世帯の基準で認める場合があります。

3. 就職しても現在の世帯で生活する（生活保護の継続）

長女が就職した後も現世帯で生活する場合

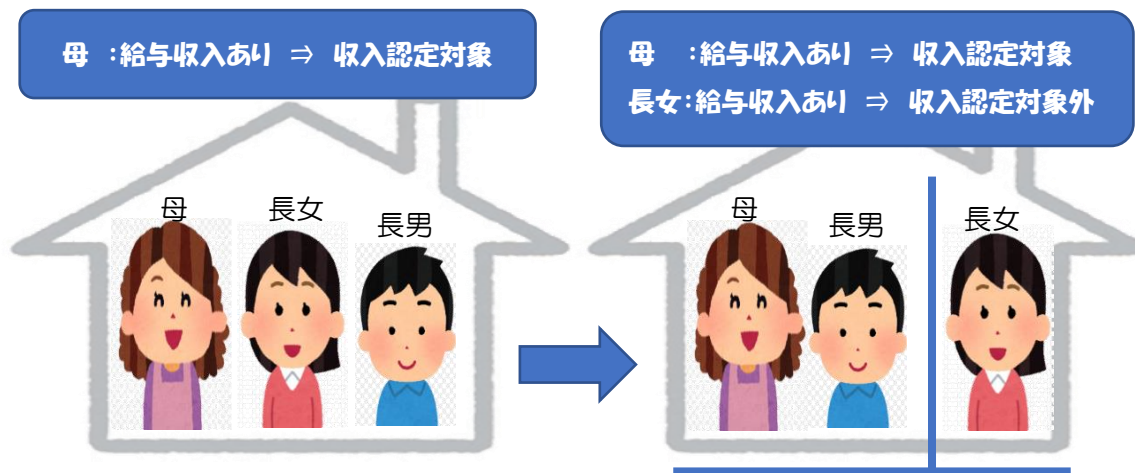


- 生活扶助費 ⇒ 変わらない（世帯員が変わらないため。）
- 住宅扶助費 ⇒ 変わらない（世帯員の人数が変わらないため。）
- 長女の給与 ⇒ 収入認定される（長女が生活保護を受けているため。）

※障害、傷病その他の理由により、お子さんが高校卒業後に就職しても自立することが困難な場合は、担当ケースワーカーとの協議により、現世帯で引き続き生活することは可能ですが、収入がある場合はその世帯の収入となります。

4. 就職して現在の世帯で生活して自立に向けての貯蓄をする場合（※世帯分離）

長女が就職した後も現世帯で生活し、期限内に自立するための資金を貯蓄する場合
 ※この場合、決められた期限内に必ず子が転出することが必要です。



生活扶助費 ⇒ 減少する

(実際は現世帯で生活していても、生活保護上はいないと判断するため、世帯員が減少することから、生活保護費が減少します。)

住宅扶助費 ⇒ 変わらない

(3人世帯上限額から2人世帯上限額に変更となります。)

長女の給与 ⇒ 収入認定されない

(実際は現世帯で生活していても、期限内に自立するため、収入認定はしません。)

※住宅扶助について

⇒長女が自立すると2人世帯になるので、家賃額の上限が変更します。しかし、転居に時間を要するなど、最大6カ月間は家賃額を3人世帯の基準で認める場合があります。

※世帯分離とは…

「世帯分離」とは同じ世帯の世帯員に生活保護を受けない方がいる状態です。

なお、世帯分離となり就職した場合、住宅費以外の自分の生活費は、自身で賄うこととなります。また、国民健康保険に加入する必要があります。

世帯分離を希望する場合は、担当ケースワーカーへ相談してください。

生活保護の担当ケースワーカーは、生活保護を受けている皆さんの自立に向けた支援を行います。

進学・就職など、お子さんの将来への不安や悩みがありましたら、担当ケースワーカーにご相談ください。

【問合せ先】

釧路市役所 社会援護課

第1担当 0154-31-4543

第2担当 0154-31-4544

第3担当 0154-31-4545

第4担当 0154-31-4546

第5担当 0154-31-4547

第6担当 0154-31-4201

第7担当 0154-31-4562

第8担当 0154-31-4202

第9担当 0154-31-4587

F A X 0154-23-4510